

富山・高岡区域都市開発区域建設計画

平成18年7月
富 山 県

目 次

1 .計画の性格	-----	1
2 .計画の対象区域	-----	1
3 .計画の期間	-----	1
4 .整備及び開発の基本構想	-----	1
5 .人口の規模及び労働力の需給に関する事項	-----	5
6 .産業の業種、規模等に関する事項	-----	6
7 .土地の利用に関する事項	-----	9
8 .施設の整備に関する事項	-----	1 1
9 .環境の保全に関する事項	-----	1 7
10 .防災対策に関する事項	-----	2 1

1．計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、富山・高岡区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2．計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した富山・高岡区域都市開発区域であり、関係市町村は、次のとおりである。（ただし、保全区域を除く。）

富山市（旧大沢野町、大山町、八尾町、細入村、山田村を除く）、高岡市（旧福岡町の一部を除く）、射水市、砺波市（旧庄川町を除く）、小矢部市（一部）、中新川郡舟橋村

3．計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施にあたっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4．整備及び開発の基本構想

本区域は、富山県の中西部に位置し、北は富山湾に面し、南部、西部には丘陵が広がっており、面積では全県の約20%、人口は約65%、工業出荷額でも約64%を占めており、富山高岡広域都市計画区域を包含している。

また、富山・高岡両市を中核として、東西に走る交通幹線に沿って一つの広域都市圏を形成し、本県の政治、経済、教育、文化の中心となっている。

本区域の特色としては、日本海側を代表する工業地域であることがあげられる。昭和20年代後半から、豊富で低廉な電力と工業用水、勤勉な労働力などを背景に工業開発に取り組み、新産業都市指定を契機にした富山新港の開港や後背地の大規模工業地帯の形成、テクノポリス開発計画による、高度技術産業を中心とした産業と学術研究機関、良好な居住環境が結びついた新しいまちづくりの推進、頭脳立地計画による産業の頭脳部門といわれる情報、デザイン業等

の集積の推進など、積極的な施策展開を行ってきた。また、住環境、学習環境等に優れ、全国でトップクラスの住み良さを誇る地域でもある。

ただ、近年の経済のソフト化・サービス化、グローバル化の波は、特に、高速交通体系の整備が遅れている本区域にとって、大きな発展阻害要因となっている。

しかし、今後、北陸新幹線の整備や、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道、能越自動車道等高規格幹線道路網の整備、特定重要港湾伏木富山港の整備、富山空港の機能拡充など陸・空・海の広域的な交通体系の整備が推進されることにより、日本海国土軸や中央横断軸の接点として、また、三大都市圏及び日本海沿岸地帯と結び、対岸諸国等との経済、文化等の環日本海交流の拠点として、日本海沿岸地帯の発展をリードするとともに、地域の多様な連携・交流による多軸型国土の形成に重要な役割を果たすことができる。

こうした観点から、次のような方向を地域開発整備の目標として、魅力のある都市圏の形成に努める。

(1) 本区域は、本州日本海側の中央部に位置し、三大都市圏とほぼ等距離にあるという地理的条件や、環日本海地域と古くから歴史・文化のつながりがあるなど、環日本海交流の拠点として発展していく可能性の高い条件を有している。

今後、北陸新幹線の整備や高規格道路網の整備が見込まれることから、三大都市圏との時間距離が短縮され、地理的優位性はますます高まっていく。

近年、情報通信の高度化や高速交通網の発達、産業構造の転換等により、企業立地要因も、かつてのような土地、労働力、電力といった直接要因から、市場等への時間距離、都市基盤の整備等の間接要因がより重視されるようになってきている。特に、輸送等に係る高速交通網の整備水準は、企業立地の大きな要因である。このような状況に対処し、日本海国土軸や中央横断軸等地域連携軸の形成を図るために、北陸新幹線の早期整備を一層推進するとともに、北陸と大都市圏及び中部内陸地方を結ぶ東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道、能越自動車道の高規格幹線道路の整備拡充を推進するほか、本区域内及びその周辺地域における地域高規格道路をはじめとする広域幹線道路網の整備拡充を図る。

また、環日本海諸国と距離が近く、交流実績もある本区域が、今後さらに環日本海交流の拠点として発展するためには、多方向・多頻度の物流拠点を用意することが必要である。このため、環日本海諸国とのゲートウェイとしての機能を発揮できるよう、日本海側における国際貿易拠点である特定重要

港湾伏木富山港の機能強化・高度化等の整備を進めるとともに、環日本海交流の拠点空港である富山空港について、新規路線の開設や増便、空港施設の計画的な整備を図る。

- (2) 富山・高岡両市及びその連担地域を中心に、商業・業務、文化、情報、国際交流等の多様な都市機能の集積や、レクリエーション施設等を整備するとともに、地域住民が安全・安心で快適な生活ができるよう、住宅、公園、下水道等生活基盤施設の整備充実を図るほか、地域交通網の整備を推進し、富山・高岡市を核に周辺市町村を包括した一体的な中核都市圏の形成を図る。

また、定住人口以外に交流人口の増加を図るという観点から、高速交通体系及び情報通信体系の整備や、自然・歴史・文化等の地域の個性を活かした特色ある地域づくりを推進するとともに、魅力あるイベントの開催などにより多様な地域との交流・連携を図る。

- (3) 本区域における定住の促進を図るため、人々がその能力と個性に応じて就業できるよう、産業構造の転換や就業形態の多様化に対応した総合的な雇用対策を進め、労働力需給調整の円滑化を図る。特に、全国平均より早いスピードで高齢化が進展しており、少子化も進む中、労働力不足と需給のミスマッチという相反する課題への対応が求められる。このため、少子高齢化の進展に伴う人口減少時代の到来、グローバル化、高度情報社会に対応した保健・医療・福祉サービス、インターネット等情報通信関連サービスなど質の高い生活及び多様な就業機会の確保対策を推進する。特に、新事業の創出や成長産業の振興等を図ることにより、雇用機会を確保するとともに、富山・高岡の中心市街地や駅周辺において、多様な都市機能や産業が集積した拠点の形成を推進するとともに、今後の人口減少・少子高齢化の進展を踏まえ、コンパクトな都市の形成を目指す。

また、若者が定着し、その能力を伸ばし活かせるよう、国立大学の再編・統合といった大きな変化や少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展に対応した創造的な人材の育成や、地域や産業の活性化など社会の要請に積極的に対応する高等教育機関の充実・整備を進める。

- (4) 工業については、経済のグローバル化や情報通信技術(I T)の進展など、本区域の産業構造が大きな変革の時期を迎えている中、新しい時代に対応した新産業の創出や集積を図る必要がある。

このため、戦後、本区域に蓄積されたアルミ、化学、機械産業等の高度技術、質の高い労働力や豊富な電力等の地域資源を有効に活用し、地域の特色を活かした産業の振興を図る。

また、域内企業に対する総合的な支援体制を整備するとともに、地域資源を結集した研究開発拠点を形成し、産学官の連携による戦略的な研究開発を推進する。

中小企業、地場産業については、経営基盤の充実、新製品・新技術の開発、人材育成等により、その振興を図る。

- (5) 商業については、消費者の意識や価値観の変化を捉え、また、地域社会のニーズを踏まえながら、変化に対応していく商業者の自助努力を支援するとともに、都心居住（まちなか居住）の促進に併せて、歴史や文化を活かしたまちづくりなど、地域の特性を踏まえた魅力ある商業空間の形成やにぎわいの核となる中心市街地の再生を図る。

サービス業は、既存サービス業の振興を図るとともに、IT関連や医療福祉、生活文化関連等の新しい分野の創業を支援する。地域資源を活用して地域貢献を図る事業（コミュニティビジネス）の育成を支援する。

また、国内外の交流の拡大により、観光産業の発展が見込まれることから、地域の魅力ある観光資源の積極的な活用や滞在型・通年型観光の促進を図るため、近隣各県と連携した広域・国際観光の振興や、観光商品の多様化や人材の育成を図る。

- (6) 農林水産業については、担い手の育成確保や経営基盤の強化を図るとともに、産業としての農林水産業の振興のみならず、幅広い観点から施策を展開し、農林水産業が併せ持つ多面的な機能が発揮できるよう、道路整備や生活環境の整備等による住みよく豊かな農山漁村の整備を進める。

- (7) 本区域の環境汚染については、これまでの環境対策の進展を反映して、全般的には改善されてきている。しかしながら、今日の環境問題は、生活排水、自動車騒音、廃棄物などの都市・生活型の環境問題が課題となっている。さらに、近年、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染などの地球的環境問題が生じているほか、ダイオキシン類などの有害化学物質対策も新たな課題となっている。

今後は、良好な自然環境と快適な生活環境を確保するため、環日本海地域や地球環境問題までを視野に入れ、自然との共生や循環型社会の形成を通じ

て安全で健康な環境の確保を図る。

- (8) 本区域は、背後に急峻な山岳部を控え、急流河川が多く、多雨多雪によってもたらされる災害を多く経験している。

また、海岸部では冬期風浪等により絶えず海岸侵食の危険にさらされている。このため、河川、山地、海岸の保全対策を推進するとともに、被害の発生を最小限に食い止めるための防災対策の充実に努める。

雪対策については、少子・高齢化や高度情報社会等に対応する快適なまちづくりの推進や雪国ならではの文化を創造するなどの対策を総合的・計画的に推進する。

また、地震対策に関しては、防災拠点施設の整備や災害に強いライフラインの確保など、地震に強い地域整備を推進する。

なお、この計画の実施にあたっては、国、民間企業、NPOや個人を含む多様な主体の積極的な参加により推進する必要がある。

5．人口の規模及び労働力の需給に関する事項

- (1) 本区域の総人口は、平成17年は714千人となっている。今後、区域の開発整備やそれに伴う都市機能の充実、全国に先駆けた少子化対策や人口減少に対応した社会づくりが進展するが、本格的な人口減少時代を迎え、出生率も依然として低迷していることから、平成22年の総人口は708千人程度になると見込まれる。

- (2) 年齢階層別人口を見ると、平成17年の年少人口は98千人、生産年齢人口は461千人、老年人口は155千人であり、平成22年には年少人口94千人（対平成17年比4.1%減）、生産年齢人口441千人（対平成17年比4.3%減）、老年人口173千人（対平成17年比11.6%増）程度になると見込まれる。

- (3) 本区域の世帯数（一般世帯）は、平成17年には246千世帯となっている。

今後、本区域の都市化の進行や世帯の分離、小規模化の進展等により、平成22年には256千世帯程度に達するものと見込まれる。

- (4) 労働力の需給については、需要側では経済・産業構造の変化や雇用・就業形態の多様化が続くとともに、供給側では労働力人口の減少や若者の就業観

の変化が進むものと見込まれる。働く人に求められる能力は高度化、多様化する状況にあり、また、職種や年齢等による需給のミスマッチが生じている。

このため、人材の確保・育成に努めるとともに、新産業の創出等による雇用の受け皿づくりや金融・雇用対策の強化による雇用の維持・安定、雇用のミスマッチの縮小を図る雇用支援、活力とやまを担う若者への就業支援の強化、多様な就業ニーズに対応した雇用の確保など、総合的な雇用対策を推進する。

6．産業の業種、規模等に関する事項

(1) 産業別開発の構想

イ 農林水産業

国際化及び情報化の進展など、経済の構造改革が進められる中において、農林水産業はややもすると他産業との生産性の格差の拡大を批判される一方、現場では新規就農者の減少、従事者の高齢化、農地や森林の管理不足・放置が顕在化するとともに、農山漁村の過疎化の進行など、農林水産業や農山漁村をめぐる情勢はいよいよ厳しさを増してきている。

このような状況に適切に対処し、農林水産業、農山漁村の持続的な発展を図る必要がある。

農業では、「食」と「生活」を支える産業として、農業者と消費者・食品産業等との連携・交流を深め、望ましい食料消費を推進する。また、水田農業を基幹として、美味しい富山米、品質の高い大豆などの農産物を供給するとともに、安心・新鮮な農産物を生産し提供する。

このような農業を展開するため、個別経営や法人経営、生産組織など効率的かつ安定的な経営を行う担い手の育成を強力に進め、地域農業の相当部分を担うような農業構造の確立を図るとともに、ほ場の汎用化、耕地利用率の向上を図る生産基盤整備を推進する。さらに、県民の「生活」を支えるため、地域用水、地域防災の機能を備えた用排水施設などの整備を進めるとともに環境にやさしい農業や資源循環を考えた農業生産を推進するなど自然環境と共生した農業・農村づくりを展開する。

林業では、住民のニーズに応えるため、本区域の優れた緑としての森林を活かしながら森林のもつ多様な機能の持続的発揮を目指した森林整備を計画的に進める。

このような持続可能な森林の管理・経営を展開するため、伐採地の集団

化や生産基盤の整備による県産材の安定的な出材等の促進を図るとともに、林業の中心的担い手として森林組合の機能を強化する。

また、森林ボランティアのネットワークづくり、情報提供、森林所有者との仲介などを行い、県民参加による森づくりを推進する。

水産業では、水産資源を持続的かつ高度に利用するため、漁場環境の保全に努め、資源管理型漁業やつくり育てる漁業を推進する。また、生産基盤の一体的な整備により、地域や消費者のニーズに対応できる水産物供給体制の確立を図るとともに、担い手の育成確保や経営基盤の強化、漁業生産体制の再編を進め、効率的な経営への転換を図る。

ロ 工業

本区域の工業は、これまで日本海側屈指の工業集積を築きあげ、概ね順調に発展してきたが、近年、経済のグローバル化や情報通信技術（ＩＴ）の進展など我が国の経済社会情勢が大きく変化する中で、一部の基幹産業の成熟化などから厳しい状況に直面している。

こうした中、経済の自立的発展を目指していくためには、地域資源を有効に活用し、新しい時代に対応した新産業の創出や集積を図る必要がある。

このため、今後、発展が期待されるＩＴ、バイオ、深層水関連産業など、次代をリードする成長産業の振興やアルミ、機械工業をはじめとする既存産業の振興を図る。

また、本県の地域資源を結集した中核的研究開発拠点を形成し、研究機関、大学、企業の連携による戦略的な研究開発を促進する。

さらに、県中小企業支援センターにおける支援機能の充実を図るなど、県内企業に対する総合的な支援体制を充実、強化するとともに、起業家の育成を推進し、創業や経営革新などの新たな事業活動を支援する。また、地場産業の振興を図るため、新製品の開発や販路開拓などを進める。

ハ 商業・サービス業等

商業については、消費者の行動形態の変化等に伴い、店舗の郊外立地、大型化が進むなど構造変化が進んでいる。

サービス業については、ＩＴ革命が進む情報通信分野や高齢化に伴う医療福祉分野で成長が見込まれる。

観光・交流型産業については、観光資源の特性やコンパクトな区域であることから、夏季集中型・通過型の傾向があり、滞在型・通年型への転換が求められる。

商業については、消費者や地域社会のニーズを踏まえながら、商店街の活性化を図るため、ＴＭＯ（まちづくり機関）や商業者が取り組む魅力あ

る商店街づくりをハード・ソフト両面から支援するとともに、コンパクトな市街地形成を推進する観点から商業、業務、教育、文化、医療、福祉など多様な都市機能を集約化させ、様々な世代が安心して快適に暮らせる都心居住（まちなか居住）を促進することに併せ、市町村、商工会議所等に加え、NPO法人や地域住民等の幅広い参画を得て行われる、地域の特性を踏まえた歴史や文化を活かしたまちづくり、だれもが暮らしやすいバリアフリー社会の実現など、魅力ある商業空間の形成やにぎわいの核となる中心市街地の再生を図る事業を支援する。

また、顧客満足度を高める商店経営について指導、相談を行う等、事業者の経営革新を推進する。

サービス業については、既存サービス業の振興を図るとともにIT関連やデザイン関連等の地域産業を支えるサービス業、高齢化社会の到来によりニーズが高まる健康サービス業などの創業や人材育成を支援する。

観光・交流型産業については、特色を活かしたイベントの企画、環境にやさしい観光地の育成など、自然や歴史・文化を活かした観光の推進を図るほか、体験型観光の開発促進、地域間・業種間の連携による観光の総合産業化の促進など新しいニーズに対応した観光産業の振興を図る。

また、県境を越えた広域観光、東アジア諸国など外国人観光客の誘致等国際観光を推進するほか、景勝地や観光地を有機的に結ぶ湾岸道路、山麓道路等観光・交流基盤の整備を進める。

(2) 産業の規模

産業の規模を就業者数によってみると、労働生産性の向上、高齢者雇用や女性の労働市場への参入等があるものの、生産年齢人口が減少することにより、平成17年の380千人から平成22年には370千人程度になると見込まれる。

産業別には、第1次産業及び第2次産業の就業人口は今後とも減少傾向が続くものと見込まれるのに対して、第3次産業の就業人口は増加が見込まれ、平成17年の第1次産業10千人（構成比2.6%）、第2次産業121千人（同31.9%）、第3次産業249千人（同65.5%）が、平成22年には第1次産業9千人（構成比2.4%）、第2次産業程度109千人（同29.5%）、第3次産業252千人（同68.1%）になるものと見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

(1) 土地利用の基本構想

本区域は、県の中央部から西部に位置し、二大都市である富山、高岡両市を中核とし、本県の政治、経済、教育、文化の中心となっており、また、産業活動においても中心的役割を担っている。さらに、比較的交通基盤が整備されており、都市や集落が適度の間隔を保って展開している。

今後の土地利用の見通しについては、大規模開発等による大幅な変化は見込まれないものの、趨勢としては、これまでと同様に核家族化などによる世帯数の増加により、引き続き住宅需要は増加していくものと予想される。

なお、中山間地域等において、人口減少に伴い、耕作放棄地がさらに増加する懸念がある。

今後の土地利用にあたっては、ゆとりのある居住環境のもとで、都市的なサービス、田園空間の快適性、豊かな自然を享受できる魅力的なライフスタイルが実現できるように、県土のネットワークを強化していく。

具体的には、富山、高岡両市を中核として、周辺市町村を包含した「中心都市圏」の形成及び各広域生活圏において、多様な都市機能や産業が集積した拠点の形成を推進するとともに、今後の人口減少・少子高齢化の進展を踏まえ、コンパクトな都市の形成を目指す。

また、都市と農村の連携を強化して、豊かな自然や多様な産業・特色ある文化に恵まれた快適生活圏を形成し、多様な価値観をもった人々がいきいきと生活できる「多自然型居住地域」の形成を進める。

このように、地域の個性を大切にしながら、快適で便利な生活が営める「全県ネットワーク社会」の実現を目指す。

都市部については、歴史文化などの特色を活かした個性的なまちづくりを進め、中核都市については、多様な都市機能を集積し、ファッショナブルで賑わいのある市街地を創造する。

また、空洞化が進み、活力が低下している中心市街地を活性化させるため、公共交通機関の利便性の向上、都心部への居住の促進や中心商店街の振興などを総合的に進める。

農山漁村については、農業生産に必要な優良農地の確保を図るとともに、地場産業や農林水産業の振興、道路や下水道など基礎的な整備に加え、自然や文化を活かしたうおいある環境づくりや都市との交流を推進し、とりわけ中山間地域の活性化を図る。

山地、河川、海岸を保全し、県民の生命・財産を災害から守るため、治山、治水、海岸保全事業など防災対策を着実に進めるとともに、災害の発生時を想定し、被害を最小限に止める減災対策を推進する。

また、水行政に関する諸課題に適切に対応するため、水に関する施策を総合的に推進し、上流の山林から農地や都市を経て富山湾に至るまでの流域を見据えた地域づくりを展開する。

河川環境や生態系に配慮した水資源の管理を進めることにより、安全で良質な水道水の安定供給を確保するとともに、治水対策と調和を図りながら、河川、海岸等の快適な水辺環境を整備し、身近な水資源の活用を図る。

冬期における県民生活や社会活動の円滑な運営と安全性を確保するため、道路除排雪の充実や各種雪対策施設の整備を推進するとともに、高齢化や情報化などにも対応した雪対策を展開する。さらに、雪を資源として活用し、雪の特性を活かした地域づくりを進める。

富山湾をはじめとする日本海及びその沿岸域については、海洋環境の保全に配慮しながら開発利用を進めるとともに、海洋及び日本海文化に関する調査研究を行うなど総合的な施策を推進する。

(2) 土地利用の概要

本区域においては、東西に走る交通幹線に沿って富山市、射水市、高岡市、小矢部市等が連鎖状に位置し、やや離れて南に砺波市が位置している。

これらは、富山市、高岡市を中心に広域都市圏を形成し、幹線道路を軸に市街地が発達している。

富山市北部、高岡市北部、伏木富山港新湊地区には、高い工業集積が見られるほか、その他の地区においても企業団地の分散立地が進んでいる。

今後の土地の利用にあたっては、

- イ 富山地域においては、拠点的な都市機能の一層の集積や、高度情報通信網、高速交通網の整備を進めるなど、高度技術産業集積地域としてのさらなる飛躍を目指す。また、芸術文化の振興、国際交流や県内外との人的交流を促し、魅力ある文化都市の形成を進める。
- ロ 高岡・射水地域においては、高速道路の結節点にあるという優位性、恵まれた自然環境や文化、伝統ある地場産業から臨海型の工業までの幅広い工業集積を活かし、地域の活力化を図る。また、伏木富山港伏木地区、新湊地区を有するなど、環日本海地域などの国内外へのゲートウェイを担う地域として、人々が集い、学び、賑わいを創出できる交流拠点として発展を図る。

八 砺波地域においては、企業誘致や産業振興を図り、若者から高齢者まで誰もが働きやすい魅力ある雇用の場を確保する。また、歴史と伝統に恵まれた田園空間の保存に努める。

8 . 施設の整備に関する事項

本区域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づき、21世紀において、人、地域、産業が力強く発展し、いのちと環境にやさしい社会を実現するため、次のとおり、定住及び連携・交流条件の整備を進める。

(1) 道路等

国土軸、地域連携軸形成のため、全国的な交流を進めるとともに圏域内の連携を支える高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を進める。また、これらと一体的に機能する広域的な幹線道路、道路交通の円滑化と良好な市街地形成のための人にやさしく環境に配慮した都市幹線道路及び生活道路の整備を体系的、効率的に推進する。

整備を推進する主要な道路は次のとおりである。

高規格幹線道路	能越自動車道
地域高規格道路	富山高山連絡道路、富山高岡連絡道路、高岡環状道路
一般国道	8号、41号、156号、359号、415号、471号、472号
主要地方道	富山八尾線、富山上市線、小杉婦中線 等
一般県道	姫野能町線 等
街路	呉羽町袋線、東岩瀬線、総曲輪線、能町庄川線、高岡駅佐加野線、桜馬場長慶寺線、二口北野線、社内上野本線 等

このほか、富山外郭環状道路の構想を進めるとともに、本地域と他の中部圏域の交流に資する道路として、隣接する地域において、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道の整備促進を図る。

また、富山駅周辺のまちの一体化や道路交通の円滑化を図るため、富山駅付近連続立体交差事業を推進するほか、道の駅の整備や、道路における交通安全施設の整備を推進する。

最先端の情報通信技術などを用いて、様々な道路交通課題を解決するITS（高度道路交通システム）の整備を推進する。

(2) 鉄軌道等

圏域内外の多様な交流と連携を支える広域高速交通体系の整備を図る。

まず、日本海国土軸形成の柱となる北陸新幹線について、平成16年の政府・与党申合せに基づき、所要の事業を進めるとともに、早期整備に向けた取組みを推進する。

また、JR西日本から経営分離される並行在来線のあり方について検討を進める。

このほか、中央横断軸の形成に資する高山本線全線の早期運行再開と共に、引き続き電化等によるスピードアップについて検討を進めるほか、北陸本線等の旅客輸送サービスの向上を図る。

地域住民の生活の足を確保するため、JR、民営鉄道、路面電車及び生活バス等の地方公共交通の維持・活性化を図る。

(3) 港湾

特定重要港湾伏木富山港については、環日本海時代に向けてのゲートウェイ機能や、さらに、災害時の太平洋側港湾の代替機能を有する環日本海国際港湾としての役割を果たしていくため、伏木・富山・新湊3地区が相互に有機的な連携を図りながら、一体的な発展を図る必要がある。このため、伏木地区において新伏木港大橋（仮称）等臨港道路の整備を図り、伏木外港の整備を推進するとともに、富山地区においては、上屋の整備等港湾施設の整備を推進するとともに、富山外港の整備を図る。新湊地区においては、多目的国際ターミナルの整備を推進し、新湊大橋（仮称）等臨港道路の整備を進める。また、各地区において親しみのある港湾空間を創出するため、港湾緑地等の整備を図る。

(4) 空港

環日本海交流の拠点空港として、航空ニーズに適切に対応するため、富山空港発着の路線の充実、サービスの向上を図るとともに、空港施設の計画的な整備を図る。

(5) 情報・通信施設

情報通信基盤は、住民の豊かさと安らぎのある暮らしを支え、産業活動の活性化や地域間の情報格差是正に大きく貢献する重要な社会基盤である。

地域の住民が都市部と比べて遜色なく情報を入手できる環境の構築に向け、地域内の過疎地等における携帯電話等移動通信用鉄塔施設の整備を民間主導の原則のもと進めていく。

また、情報通信産業の誘致を進めるとともに、JGN（国の研究開発用高速ネットワーク）など高度な情報通信基盤を活用した研究開発を推進する。

(6) 工場団地等

交通、情報通信、住宅、教育等立地環境の整備、オーダーメイドの企業立地サービスの提供などにより、成長性の高い企業の立地促進を図るとともに、小杉インターパーク（射水市）、呉羽南部企業団地（富山市）など新たな工業団地の整備を進める。

(7) 公園緑地等

都市の根幹的な公共施設として、良好な都市環境の形成、都市の安全性の確保及びスポーツ・レクリエーション活動等のニーズの充足などを図るため、富山県富岩運河環水公園（富山市）、城址公園（富山市）、城山公園（富山市）、呉羽山公園（富山市）等の整備を進める。

(8) 河川・海岸・治山・砂防等

災害に強い地域づくりを推進するとともに、豊かな水辺環境を創出するため、次のような国土保全施設の整備を推進する。

イ 河川

河川改修については、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川等の主要河川及びいたち川、岸渡川、白岩川等の改修を進める。

また、良好な河川環境の形成を図るため、河川浄化、河道整備、河川敷の緑化など河川環境の整備を推進する。

ロ ダム

既設の熊野川ダムにおいてダム機能向上事業を推進するとともに、利賀

ダムの建設を推進する。

八 海岸保全施設

伏木富山港海岸、富山海岸、雨晴海岸（高岡市）、水橋漁港海岸（富山市）において、高潮対策事業、侵食対策事業、海岸環境整備事業として、護岸、離岸堤、潜堤、人工リーフ等の整備を推進する。

二 治山、砂防事業等

常願寺川水系、神通川水系、庄川水系、小矢部川水系等の治山・砂防及び地すべり対策事業を実施するとともに、がけ崩れや雪崩の被害から人命や財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業及び雪崩対策事業を進める

(9) 漁港

水産業を取り巻く環境が大きく変化している中、漁業生産基盤の整備を図るため、新湊漁港、水橋漁港、四方漁港の整備を進める。

(10) 住宅・住宅地等

「豊かな住生活の実現」のため、民間活力、既存ストックを活用する市場の整備を進めながら低所得者、高齢者、子育て世帯などの居住の安定確保や中心市街地、中山間地等の定住促進を図るため、富山市、高岡市等において公営住宅等の整備を進める。

また、中心市街地の活性化と魅力あるまちづくりを進めるため、JR 富山駅や JR 高岡駅及び新幹線新駅の周辺整備を図るとともに、中心市街地等において、まちづくり交付金や市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業等を推進する。

(11) 供給処理施設

安全な水質の確保、生活環境の改善、循環型社会の構築、災害対策等に資するため、次のとおり供給処理施設の整備を推進する。

イ 水道施設

更なる水道普及率の向上、水道事業の運営基盤・水質管理体制の強化、湧水・地震等の災害対策の強化を図るとともに、県営西部水道用水供給事業、砺波広域圏事務組合水道用水供給事業等を推進する。

ロ 工業用水道

砺波地域の工業用水需要に応えるため、利賀ダムを水源とする利賀川工業用水道事業の建設計画を推進する。

ハ 公共下水道及び流域下水道

平成 22 年度における公共下水道処理区域内人口約 62 万人を目途に、小矢部川流域下水道及び神通川左岸流域下水道の整備を推進するとともに、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を推進する。

ニ ごみ処理施設

ごみ処理の広域化を進め、ダイオキシン類の発生抑制対策を図るため、高岡地区広域圏事務組合の処理施設整備を進める。また、最終処分場の汚染防止対策を強化する。

ホ し尿処理施設

し尿処理については、公共下水道整備との相互調整のうえ富山市等において、合併処理浄化槽等の処理施設の整備や老朽化した施設の改築を行う。

ヘ 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物については、事業者処理責任の原則に立脚し、富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）に基づいて、適正な処理を推進する。

(12) 教育文化施設

イ 幼稚園及び小・中高等学校施設

学校施設は児童生徒の学習の場であり、また地域の生涯学習、文化活動、災害時の防災拠点としての役割を持つことから、教育内容・方法の多様化等に適合した学校施設づくりを図るとともに、危険建物における改築事業及び耐震補強事業を進める。また、高等学校の産業教育施設や設備の整備を進める。

ロ 大学等

大学等の高等教育機関を中核として、国内外に発信する学術研究や、個性豊かで創造的な人材育成の拠点が形成されるよう支援を行うとともに、産学官の連携や地域社会との連携を進める。

ハ その他の教育文化施設

整備された文化施設を活用し、引き続き、地域住民の文化的環境の向上、生涯学習等の充実を図る。また、スポーツ施設については、本県の各種競技力の向上と優秀な指導者の養成などを図るため、引き続き整備充実を図

る。

また、重要文化財勝興寺（高岡市）について、計画的に保存修理を進める。

二 教育文化施設の活用・連携の推進

地域社会等との連携を図りながら、地域に開かれた学校づくりを行うとともに、少子・高齢化、学習ニーズの多様化に対応するため、廃校後の学校施設の生涯学習施設への転用等、教育文化施設の活用・連携を推進する。

(13) 社会福祉施設

イ 児童福祉施設

子育て支援の充実や少子化対策を推進するため、延長保育、一時保育、休日保育等の特別保育の拡充や保育所等の整備、子育て支援センター、放課後児童クラブ(学童保育)の設置等を進める。

ロ 障害者福祉施設

障害者の自立と社会参加を支援するため、通所施設、グループホーム等の障害者福祉施設の整備を進める。

ハ 老人福祉施設

高齢者が住み慣れた地域において生活が継続できるよう地域密着型サービス基盤の整備を進めるとともに、大規模な施設の個室・ユニットケア化、地域展開を図る。

(14) 医療施設

少子・高齢化の急速な進展、疾病構造の変化、医療技術の専門化・高度化等に対応し、患者本位の安心で質の高い保健医療提供体制を確保するため、医療施設の整備を進める。

(15) 職業能力開発施設

産業構造の高度化に伴う高度人材育成の要請に対処するため、職業能力開発施設をはじめ、産学官が連携して職業能力開発支援ネットワークを構築するなど総合的な職業能力開発体制の整備を図る。

(16) 中央卸売市場

生鮮食料品等の流通の合理化を図り、安定した供給を行うため、富山市中央卸売市場の整備を図る。

(17) 公害防止施設

後述する「環境の保全に関する事項」を推進するため、大気汚染、水質汚濁、地下水位等の監視施設の充実を図る。

(18) 農業生産施設

常願寺川流域における農作物及び農地災害を防止するため、常願寺川沿岸地区において国営総合農地防災事業を推進する。

(19) 林道等

効率的な林業経営の展開や森林の公益的機能の持続的発揮のほか、区域住民の生活向上にも資するため、隣接する森林地域における林道整備を推進する。

9 . 環境の保全に関する事項

本区域においては、公害防止関係法令に基づく規制及び指導の徹底、各種の生活環境施設の整備等により、環境汚染を未然に防止し、環境基準等の維持・達成を図ることはもとより、環境基本法、富山県環境基本条例及び富山県環境基本計画等に基づき、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、環境への負荷の少ない循環型社会の確立、自然との共生、地球環境の保全への行動などを進め、環境と調和した美しい地域づくりを目指す。

また、土地利用、産業構造、交通体系等に関する施策の推進にあたっては、これらの環境保全施策との有機的連携を保ちながら、地域の自然的・社会的特性についても十分配慮して、計画的に推進することにより、総合的に環境の保全を図る。

また、平成16年度から平成20年度までを計画期間とする第7次富山・高岡地域公害防止計画の策定地域においては、本計画と連携して各種施策の実施を図る。

イ 健康で快適な大気環境の確保

大気環境計画（ブルースカイ計画）を推進することにより、環境基準の達成・維持を図るなど総合的に大気保全対策を推進する。工場・事業場対策として、規制基準の遵守指導を行うほか、良質燃料の使用や排ガス処理施設の設置等の指導を継続的に行うとともに、化学物質の排出抑制を促進する。また、自動車排出ガス対策として、県民、事業者及び行政が協力・連携したエコドライブを引き続き推進するほか、低公害車の普及を図る。

悪臭防止対策については、悪臭のない快適な大気環境の創造を目指し、市町村と連携した適切な指導を行う。

ロ 豊かで清らかな水環境の確保

水質環境計画（クリーンウォーター計画）を推進し、公共用水域における環境基準の類型指定、改定及び上乘せ排水基準を見直し、良好な水環境の確保を図る。

また、生活排水対策として公共下水道、浄化槽等の整備、適正な維持管理等を推進する。

産業系排水対策として、有害化学物質等による汚染防止を図るため、工場・事業場排水、公共用水域及び地下水の適切かつ効率的な監視を継続して行う。

富山湾については、水質汚濁の原因を究明するとともに、窒素、りんの水質管理目標を達成するため、水質改善対策を推進する。

ハ 健やかで豊かな生活を支える土壌環境の確保

カドミウム汚染田について、農用地土壌汚染対策計画に基づいて復元工事を継続して実施するとともに、未転用農地の他用途への転用等を促進する。

有害物質を使用していた工場・事業場の過去の使用状況、管理状況を調査し、必要に応じて土壌・地下水調査を実施するよう指導し、浄化対策を指導する。

土壌の利用にあたっては、化学物質や化学肥料について適正な使用を確保するなど、長期的な視点に立って適切な利用を図る。

二 騒音・振動のないやすらかな環境の実現

各種開発事業については、周辺環境に配慮した土地利用が図れるよう、計画段階からの調整を図る。

自動車交通騒音対策のため、交通流対策や道路構造の改善等に努める。

北陸新幹線について、富山・朝日間に引き続き、富山から小矢部間の土地利用状況を踏まえて環境基準の類型あてはめを行うとともに、開業当初

から環境基準が達成できるよう措置することを指導する。また、航空機騒音の監視を継続し、必要に応じた対策を講じる。

ホ 化学物質による環境汚染の防止

地域住民が安心して生活できる安全社会づくりを進めるため、産業廃棄物の不適正処理に対しては、問題解決を図るための監視制度を適切に運用する。

ダイオキシン類の監視及び対策を指導するほか、新たに化学物質管理指針を策定し、有害化学物質の適正な管理とリスクコミュニケーションを推進する。

農薬及び化学肥料の適正使用を推進し、その散布回数や使用量の削減を図る。

ヘ 廃棄物の減量・リサイクルの推進と適正処理の確保

富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）に基づき、廃棄物の減量化に総合的かつ計画的に取り組む。

市町村や事業者に対して焼却施設や最終処分場の計画的な整備を指導する。

排出事業者に対して、排出事業者責任の徹底を図るとともに、廃棄物の適正処理に関する意識啓発を図る。

ト 省資源・省エネルギーの推進

廃棄物発電等未利用エネルギーの有効利用を積極的に推進するとともに、新エネルギーの利用に関する普及・啓発、省資源・省エネルギーに関する調査研究を行う。

省資源・省エネルギー型の工場・事業場の普及を図るとともに、省資源・省エネルギー型商品の購入や省エネルギーの生活様式の普及・啓発事業を推進する。

チ 健全な水循環系・水利用の確保

清く豊かな水の恵みや、心地よい水辺環境の保全・創造のため、水ビジョンに基づき、水源、治水・利水、水環境の対策を推進する。また、水文化の継承・発展や安心できる水利用社会を構築していくための活動を推進する。

地下水障害未然防止の見地から地下水条例や新たな地下水指針の運用により、地下水の保全を図る。さらに、冬期間の地下水位低下対策や水田等を利用した地下水涵養など、地下水の保全・適正利用を積極的に推進する。

水道の未普及地域の解消や小規模水道事業の広域化を推進し、水質管理体制を強化・充実する。

水環境に親しむ場として、快適な水辺空間の創出、自然性の確保を図るとともに、身近な水辺環境の保全を推進する。

リ 豊かな自然を実感できる自然共生社会づくり

生き物の生息空間(ビオトープ)を、生き物が往来できるような形で保全、又は復元する。

また、貴重な生物種等について適切な保全を図るため、現況調査を実施し、分布状況を把握する。

環境教育・学習においても身近な自然を活動の拠点として利活用する。

ヌ 地球環境保全のための対策の推進

富山県地球温暖化対策推進計画(とやま温暖化ストップ計画)に基づき、住民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策に取り組むよう、富山県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、普及啓発、自主的な取り組みの支援等を行う。

また、地球環境保全行動計画を推進し、地球環境保全に資する行動の普及啓発を図る。

ル 地球環境の保全に積極的に取り組む連携型社会づくり

環日本海地域の環境保全を図るため、(財)環日本海環境協力センターを中心に、北西太平洋行動計画(NOWPAP)や北東アジア地域自治体連合等の枠組みを活用した国際環境協力を積極的に推進する。

ロ 環境影響評価の実施

環境の保全について適正な配慮をするため、開発行為については、環境影響評価法、環境影響評価条例、土地対策要綱等の制度に基づき、適切に環境影響評価等を実施する。

戦略的環境アセスメントについて、国等の検討の動向に着目し、必要に応じて検討を進める。

リ 環境保全に関する調査研究等の推進

将来の環境問題を見通した調査研究の充実のため、試験研究機関間の連携を一層推進する。

環日本海地域の海洋環境の保全に向けた調査研究については、(財)環日本海環境協力センターを中心に、環日本海地域の自治体の協力を得ながら推進する。

ロ 環境に配慮した交通施策の推進

マイカーから公共交通機関への転換を推進するとともに、アイドリング

ストップ等環境にやさしい運転の普及啓発を図る。

10. 防災対策に関する事項

イ 災害特性

本区域は日本海型気候に属し、冬の大雪を特徴としている。冬の寒さはそれほど厳しくないが、雪が多く交通やライフラインの確保等に多大な労力と費用を要する。

低気圧が日本海を発達しながら通過するときに起きるフェーン現象下では、大火の危険とともに、3月から5月にかけては融雪洪水や雪崩等の災害をもたらす。

梅雨期は、特に集中豪雨が起こりやすく、河川が急勾配のため洪水が発生しやすい。

本区域に接近する台風は、本州南岸に上陸したあと、そのまま北上してくるものが多く、地形の影響で勢力が若干弱まるものの、過去にいくつかの大きな災害をもたらしている。

また、本区域及びその周辺地域には、大地震の震源となる可能性のある活動度の高い横ずれ断層が数多く分布している。本区域の大部分は扇状地で軟弱な地盤の範囲も広く、地震災害時には液状化の危険性がある。

さらに、海岸地域においては、冬期波浪や寄り回り波等の波浪による被害の危険性がある。

ロ 防災対策上の課題及び基本方針

本区域は人口集積度が高く、災害の発生時には大きな被害を被る恐れがあるため、自然条件や社会条件、過去の災害等をも踏まえながら、富山県地域防災計画及び市町村地域防災計画に基づき、地震、風水害・火災等、雪害対策を軸とした計画的な各種防災対策を積極的に推進する。

このため、公共土木施設等の整備、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、市街地の再開発等による防災都市づくりを推進するとともに、ライフライン施設・廃棄物処理施設の被害防止策や系統多重化等による代替性の確保を図り、都市基盤の安全性を強化する。また、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ、航空防災体制の強化、相互応援体制の整備により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療援護体制の整備等の救援・救護体制を整備する。さらに、自主防災組織の育成強化、災害時要援護者への援護等により地域防災力の向上を図る。

(1) 震災対策に関する事項

イ 防災都市づくり

大規模な地震が発生した場合の市街地大火を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園・緑地等を組み合わせた延焼遮断帯で囲まれた防災ブロックを形成する。

防災空間としての公園・緑地、道路、河川、海岸、港湾の整備を推進するとともに、震災時の代替性を確保した交通体系の整備を行う。

市街地の耐震不燃化を進めるため、防火地域の指定、建築物の火災耐力の向上促進、木造住宅の耐震性向上など建築物の耐震化を図る。

ロ 都市基盤等の安全性強化

道路、鉄道、港湾、河川、海岸等公共土木施設等の耐震設計にあたり、緊急通行確保路線など特に重要な施設から順次、耐震性の向上を図る。

ライフライン関連施設については、耐震性や系統多重化等による代替性の確保を図る。また、都市整備計画にあわせ、電線類の地中化を進める。

廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化に努めるとともに、広域的な廃棄物処理の協力体制を整備する。

危険物施設等について、市町村火災予防条例や富山県石油コンビナート等防災計画に基づき、出火、流出等の防止を図る。

地盤の液状化対策については、液状化による影響調査を進めるとともに、耐震基準の適用や各種対策工法の普及を図る。

ハ 防災活動体制等の整備

地震災害に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるため、防災拠点の整備を進めるとともに、総合防災情報システムの充実並びに市町村防災行政無線及び情報通信施設の非常用電源設備の整備促進など、通信連絡体制を整備する。

また、陸上、海上、航空輸送拠点施設の整備を進めるとともに、ヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集などヘリコプターを活用した航空防災体制の強化を図る。

さらに、消防力の強化、被災建築物の応急危険度判定体制の整備、医療救急体制の整備、津波避難ビルの指定・整備や津波ハザードマップの作成、避難場所・生活救援物資等の確保など被害の軽減に資する救援・救護体制の整備を図る。

(2) 風水害対策に関する事項

イ 風水害に強い地域づくり

砂防えん堤の整備をはじめとした治山・砂防事業を推進するとともに、洪水及び異常潮位による河川災害を防止するため、治水ダム等の建設、堤防護岸等の整備、河積の拡大を図るほか、都市地域における総合的治水対策に努める。

堤防・護岸、根固工、消波工、離岸堤等の海岸保全施設の整備や、防波堤、護岸等の港湾外かく施設の整備を推進するとともに、航路、泊地の確保並びに防波堤等漁港施設の整備を図る。

道路改良事業、道路災害防除事業等により、道路網の整備を推進するとともに、防災ダム、ため池等整備、地すべり対策事業等農地防災事業を推進する。

河川敷を使用する富山空港について、護岸強化等施設整備や工作物の円滑な撤去体制を整備する。

ロ 災害危険地域の予防措置

各種危険箇所、老朽ため池、重要水防箇所、災害危険区域、土砂災害警戒区域等の調査、研究を実施し、実態を把握するとともに、土砂災害警戒区域の指定並びに浸水想定区域図の作成及び市町村が行う洪水ハザードマップの作成支援を進めるほか、巡視や有害行為及び土地利用の規制、避難体制の整備等災害予防措置を推進する。

ハ ライフライン施設等の安全性強化

ライフライン施設の風水害に対する予防措置を積極的に行う。また、廃棄物処理施設の風水害による被害を最小限に止めるとともに、災害後において廃棄物が適正に処理される体制を整備する。

(3) 雪害対策に関する事項

イ 雪害に強い地域づくり

まちづくり総合支援事業等による克雪施設の整備を推進するとともに、防災行政無線等の通信施設や消防施設等防災関連施設整備事業を実施する。

また、文教施設や一般住宅、社会福祉施設等建築物の耐雪化事業を推進するとともに、消融雪設備等の設置を進める。

雪崩及び融雪による土砂災害の防止や被害軽減を図るため、実態の把握や警戒避難体制の確立等を推進する。

□ 都市基盤等の耐雪化

都市基盤の耐雪化を図るため、公共施設を含めた建築物の安全確保、ライフライン施設や廃棄物処理施設、危険物施設等の耐雪化、消流雪用水の確保対策等を推進する。

八 交通対策

交通対策として、道路除雪計画を策定するとともに、雪寒道路事業により堆雪幅の確保、消融雪施設、流雪溝、スノーシェッド等雪崩対策施設の整備等雪に強い道路の整備や、除雪機械の整備を進める。

また、道路交通情報、除雪情報等各種情報の収集と伝達に関する情報システムの整備並びに諸施設の整備を図るとともに、富山空港について、施設の耐雪化、除雪体制の強化を図る。